

インドネシア共和国産カットシート紙に係る
不当廉売関税の課税に関する調査結果報告書

1	総論	- 1 -
1-1	調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-1-1	品名	- 1 -
1-1-2	銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-2	調査対象貨物の供給者又は供給国	- 1 -
1-3	調査の対象とした期間	- 1 -
1-3-1	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-3-2	不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 1 -
1-4	同種の貨物	- 1 -
1-5	調査の対象とした事項の概要	- 1 -
1-5-1	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-5-2	不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-6	調査の経緯	- 2 -
1-6-1	課税申請及び調査開始	- 2 -
1-6-2	質問状の送付等	- 3 -
1-6-2-1	供給者	- 3 -
1-6-2-1-1	当初質問状の送付	- 3 -
1-6-2-1-2	回答の再依頼	- 4 -
1-6-2-1-3	不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付	- 4 -
1-6-2-2	輸入者	- 5 -
1-6-2-2-1	当初質問状の送付	- 5 -
1-6-2-2-2	回答の再依頼	- 5 -
1-6-2-2-3	不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付	- 5 -
1-6-2-3	本邦生産者	- 5 -
1-6-2-3-1	当初質問状の送付	- 5 -
1-6-2-3-2	回答の再依頼	- 6 -
1-6-2-3-3	不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付	- 6 -
1-6-2-4	産業上の使用者	- 7 -
1-6-2-4-1	当初質問状の送付	- 7 -
1-6-2-4-2	回答の再依頼	- 7 -
1-6-2-5	消費者団体	- 7 -
1-6-2-5-1	当初質問状の送付	- 7 -
1-6-2-5-2	回答の再依頼	- 7 -
1-6-3	証拠の提出及び証言	- 7 -
1-6-4	対質	- 8 -
1-6-5	意見の表明	- 8 -
1-6-6	情報提供	- 8 -
1-6-7	意見の表明の求め	- 8 -
1-6-8	現地調査	- 8 -
1-6-9	最終決定前の重要事実の開示	- 9 -
1-7	秘密の情報	- 10 -
1-8	証拠等の閲覧	- 10 -

1-9	知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）	- 10 -
2	不当廉売された貨物の輸入の事実	- 10 -
2-1	総論	- 10 -
2-1-1	調査対象貨物及び同種の貨物	- 10 -
2-1-1-1	調査対象貨物	- 10 -
2-1-1-2	同種の貨物	- 11 -
2-1-2	不当廉売差額	- 11 -
2-1-3	正常価格の算出	- 12 -
2-1-4	輸出価格の算出	- 13 -
2-1-5	端数処理	- 13 -
2-2	インドネシア共和国の供給者	- 13 -
2-3	AKU（APRIL グループ）	- 14 -
2-3-1	供給者	- 14 -
2-3-2	通貨の換算	- 15 -
2-3-3	正常価格	- 15 -
2-3-4	本邦向け輸出価格	- 17 -
2-3-5	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 18 -
2-4	IK、TK 及び PD（APP グループ）	- 18 -
2-4-1	供給者	- 18 -
2-4-2	通貨の換算	- 20 -
2-4-3	正常価格	- 20 -
2-4-4	本邦向け輸出価格	- 22 -
2-4-5	不当廉売差額及び不当廉売差額率	- 24 -
2-5	回答がなかった 2 者	- 24 -
2-6	最終決定前の重要事実に対する意見及びこれに対する調査当局の見解	- 25 -
2-7	不当廉売された貨物の輸入の事実に関する結論	- 27 -
3	本邦の産業に与える実質的な損害等の事実	- 27 -
4	結論	- 27 -

凡 例

関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号)	法
不当廉売関税に関する政令 (平成 6 年政令第 416 号)	政令
不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン (平成 21 年)	ガイドライン
1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定 (平成 6 年条約第 15 号)	協定
ピーティール・アヌグラ・ケルタス・ウタマ (PT. Anugrah Kertas Utama)	AKU
ピーティール・リアウ・アンダラン・ケルタス (PT. Riau Andalan Kertas)	RAK
エイプリル・ファイン・ペーパー・マカオ・コマーシャル・オフショア・リミテッド (April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited)	AFPM
エイプリル・インターナショナル・マーケティング・サービスイズ・リミテッド (APRIL International Marketing Services Ltd.)	IMS
ピーティール・インダ・キアット・パルプ・アンド・ペーパー・ティービーケイ (PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk)	IK
ピーティール・パブリック・ケルタス・チウイ・キミア・ティービーケイ (PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk)	TK
ピーティール・ピンド・デリ・パルプ・アンド・ペーパー・ミルズ (PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills)	PD
ピーティール・カクラワラ・メガ・インダ (PT. Cakrawala Mega Indah)	CMI
エイピーピー・ジャパン株式会社	APPJ
株式会社キョクトウ・アソシエイツ	KA

(注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報による記述がされているため要約し若しくは不開示としたものである。)

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1-1-1 品名

(1) カットシート紙。

1-1-2 銘柄、型式及び特徴

(2) 塗布していないシート状の紙（せん孔及び印刷のいずれもしていないものに限る。）のうち、折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のもので、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第4802.56号及び第4802.62号に分類される。主として、普通紙複写紙（PPC）並びに商業印刷及び一般印刷に使用される。

1-2 調査対象貨物の供給者又は供給国

(3) インドネシア共和国の生産者及び輸出者。

1-3 調査の対象とした期間

1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(4) 平成23年1月1日から同年12月31日まで。

1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(5) 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。

1-4 同種の貨物

(6) 「同種の貨物」とは、当該輸入貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう¹。

1-5 調査の対象とした事項の概要

1-5-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

¹ 協定第2.6条及びガイドライン3.

(7) 調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）、調査対象貨物の本邦向け輸出価格、調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（不当廉売差額）、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項。

1-5-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響、不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項。

1-6 調査の経緯

1-6-1 課税申請及び調査開始

(9) 平成 24 年 5 月 10 日、日本製紙株式会社、日本大昭和板紙株式会社²、王子製紙株式会社、王子特殊紙株式会社³、大王製紙株式会社、北越紀州製紙株式会社、三菱製紙株式会社及び丸住製紙株式会社（以下「申請者」という。）より、「インドネシア共和国産のカットシート紙に対する不当廉売関税課税申請書」（以下「申請書」という。）が提出⁴された。申請書は、調査開始後、秘密の情報を除いて閲覧に供した。

表 1 申請者の名称及び住所⁵

名 称	住 所
日本製紙株式会社	東京都北区王子 1 丁目 4 番 1 号
日本大昭和板紙株式会社	東京都千代田区神田須田町 1 丁目 3 番地
王子製紙株式会社	東京都中央区銀座 4 丁目 7 番 5 号
王子特殊紙株式会社	東京都中央区銀座 5 丁目 12 番 8 号
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町 2 番 60 号
北越紀州製紙株式会社	新潟県長岡市西蔵王 3 丁目 5 番 1 号
三菱製紙株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 2 号
丸住製紙株式会社	愛媛県四国中央市川之江町 826 番地

(10) 当該課税申請は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認めたので、平成 24 年 6 月 29 日、本件調査の開始を決定⁶し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物

² 平成 24 年 10 月 1 日、日本大昭和板紙株式会社は日本製紙株式会社と合併した。

³ 平成 24 年 10 月 1 日、王子特殊紙株式会社は王子エフテックス株式会社に社名変更した。

⁴ 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）（以下「法」という。）第 8 条第 4 項

⁵ 申請時のもの。

⁶ 法第 8 条第 5 項

の供給者及び輸入者、並びに本邦生産者）と認められた者に対し書面により通知⁷するとともに、官報で告示⁸した（平成 24 年財務省告示第 226 号）。なお、証拠の提出及び証言についての期限を同年 10 月 1 日、証拠等の閲覧についての期限を調査終了の日、対質の申出についての期限を同年 10 月 29 日、意見の表明についての期限を同年 10 月 29 日、情報の提供についての期限を同年 10 月 29 日とした。

(11) 平成 24 年 6 月 29 日、インドネシア共和国政府に対して、調査開始を決定した旨を通知した。また、同日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対して、調査開始を決定した旨を通知し、同年 7 月 30 日、調査開始について関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に説明⁹した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年 6 月 27 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁰した。

1-6-2 質問状の送付等

表 2 質問状への回答状況

区分	調査当局からの質問状		自主回答	合計		実績	
	送付数	回答数	回答数	回答数		あり	
	(A)	(B)	(C)	(D) [B+C]	(D/A+C)	(E)	(E/D)
供給者	11	9	1	10	83%	4	40%
輸入者	8	8	0	8	100%	8	100%
本邦生産者	25	20	1	21	81%	12	57%
産業上の使用者	44	38	0	38	86%	24	63%
消費者団体	5	4	0	4	80%	-	-

(注) 複数の送付又は回答のある者も 1 者として計上。

「自主回答」とは、調査当局から質問状は送付していないが、質問状の回答書を送付してきた者をいう。

「実績」とは、調査対象貨物の輸出、調査対象貨物の輸入、同種の貨物の生産、調査対象貨物・同種の貨物の購入をいう。

1-6-2-1 供給者

1-6-2-1-1 当初質問状の送付

(12) 平成 24 年 7 月 5 日、調査当局が推定するインドネシア共和国の供給者 11 者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を供給しているかどうか確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」という。）を送付した。なお、その際、確認票の回答で調査対象期間中に調査対象貨物を供給していないと回答

⁷ 政令第 8 条第 2 項

⁸ 政令第 8 条第 1 項

⁹ ガイドライン 6.(3)

¹⁰ 政令第 18 条

せずに、指定した回答期限までに供給者当初質問状に回答しない場合、日本国政府は1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（平成6年条約第15号）（以下「協定」という。）第6.8条、協定附属書Ⅱ及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成21年）（以下「ガイドライン」という。）10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。供給者4者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。また、4者からは調査対象期間中に調査対象貨物を輸出していない旨の回答があった。

(13) また、供給者質問状を送付した1者より、自らは調査対象期間中に同種の貨物をインドネシア共和国国内に販売しているものの調査対象貨物を輸出していないが、供給者質問状の送付を受けなかった関連事業者が第三国にある別の関連事業者を通じて調査対象期間中に輸出しており、供給者質問状への回答は3者連名で回答する旨の連絡があった。

1-6-2-1-2 回答の再依頼

(14) 平成24年8月10日、上記のとおり送付した供給者当初質問状のうち、回答期限の10日前までに回答がなかった供給者6者に対して、回答期限までの回答を促す旨の文書を出した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第6.8条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対して、供給者からの新たな回答はなかった。

1-6-2-1-3 不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付¹¹

(15) 平成24年7月5日に発出した供給者質問状の回答のうち不十分だと思われる箇所に対する問い合わせ及び当該質問状の回答への追加質問として、同年11月27日、供給者4者に対して追加質問状（以下「供給者追加質問状」という。）を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第6.8条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。供給者4者からの供給者追加質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。なお、追加質問状を送付したすべての供給者から回答が提出された。

(16) 平成25年1月末から2月初旬に行われた現地調査にて判明した事実に関する追加質問として、同年2月21日、供給者1者に対して追加質問（以下「供給者再追加質問」という。）を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第6.8条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。当該供給者から回答が提出されたが、その回答に関しさらに確認すべき点が生じたことから同年3月12日、再度追加の質問状を送付し、回答が提出された。

¹¹ 政令第10条第2項

1-6-2-2 輸入者

1-6-2-2-1 当初質問状の送付¹²

(17) 平成 24 年 7 月 5 日、調査当局が推定する調査対象貨物の輸入者 7 者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入しているかどうか確認するための「確認票」及び「輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」という。）を送付した。また、調査対象貨物の輸入者であるが輸入者当初質問状の送付を受けなかった 1 者から質問状への回答をしたい旨の意向が表明されたため、当該 1 者に対し同年 7 月 13 日、輸入者当初質問状の送付を行った。なお、質問状送付の際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。輸入者 4 者からの輸入者当初質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1-6-2-2-2 回答の再依頼

(18) 平成 24 年 8 月 27 日、上記のとおり送付した輸入者当初質問状に対して指定した回答期限の 4 日前までに回答がなかった輸入者 3 者に対して、回答期限までの回答を促す旨の文書を発出した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、3 者すべての輸入者が回答した。

1-6-2-2-3 不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付¹³

(19) 平成 24 年 7 月 5 日に発出した輸入者当初質問状の回答のうち不十分だと思われる箇所に対する問い合わせ及び当該質問状の回答への追加質問として、同年 11 月 27 日、輸入者 5 者に対して追加質問状（以下「輸入者追加質問状」）を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。輸入者 2 者からの輸入者追加質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。なお、追加質問状を送付したすべての輸入者から回答が提出された。

1-6-2-3 本邦生産者

1-6-2-3-1 当初質問状の送付¹⁴

(20) 平成 24 年 7 月 5 日、調査当局がカットシート紙を生産していると推定する本邦生産者 21

¹² 政令第 10 条第 2 項

¹³ 政令第 10 条第 2 項

¹⁴ 政令第 10 条第 2 項

者及びカットシート紙を生産している中小企業が多く所属すると推定される団体 1 者¹⁵に対し、調査対象期間中に同種の貨物を生産しているかどうか確認するための「確認票」及び「本邦生産者に対する質問状」（以下「生産者当初質問状」という。）を送付した。

(21) 上記団体から、所属企業の同種の貨物の生産状況について報告があり、平成 24 年 7 月 24 日、このうちの 3 者¹⁶に対して生産者当初質問状を送付した。

(22) なお、その際、確認票の回答で調査対象期間中に同種の貨物を生産していないと回答せずに、指定した回答期限までに生産者当初質問状に回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。

(23) 本邦生産者質問状を送付した 1 者の関連会社から、自らは本邦生産者質問状の送付は受けていないものの同種の貨物を生産しているとして当該企業の関連会社を通じて入手した本邦生産者質問状に対する回答がなされた¹⁷。

(24) 生産者 8 者からの生産者当初質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1-6-2-3-2 回答の再依頼

(25) 平成 24 年 8 月 10 日、上記のとおり送付した生産者当初質問状に対して指定した回答期限の 10 日前までに回答がなかった生産者 7 者に対して、回答期限までの回答を促す旨の文書を出した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、5 者より回答があった。

1-6-2-3-3 不十分な回答に対する問い合わせ及び追加質問状の送付¹⁸

(26) 平成 24 年 7 月に発出した生産者質問状の回答のうち不十分だと思われる箇所に対する問

¹⁵ 日本洋紙板紙卸商業組合

¹⁶ 申請者等大手カットシート紙生産企業は、抄紙工程とカット工程双方を併せ持ついわゆる製紙企業であるのに対し、当該団体所属企業は、内外の製紙企業からの巻取若しくは平判の原紙を購入し指定サイズにカットするカット専門業者であり、製紙企業とは異なる生産形態を有するものである。国内産業の損害等を検討するにあたり、製紙企業と異なる生産形態を持つ生産者も調査の対象とすることが望ましいことから、上記団体の構成企業にも質問状を送付することとした。ただし、上記団体からの報告によると、少なくとも 73 者がカットシート紙を生産しているとのことだが、そのほとんどが少量の生産しか行っていなかった。このため、当該報告における生産量上位 3 者をカット専門業者の代表として選択した。

¹⁷ 当該自主的回答をした者は、調査対象貨物の輸入も行っており、政令第 4 条第 2 項に規定する輸入生産者に該当するが、【本邦生産者に該当する理由に関する記載】旨の説明をしている。このことから、同条同項ただし書に該当することが認められるため、当該企業は本邦生産者に該当することを認定した。

¹⁸ 政令第 10 条第 2 項

い合わせ及び当該質問状の回答への追加質問として、同年 11 月 15 日、生産者 11 者¹⁹に対して追加質問状（以下「生産者追加質問状」という。）を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定第 6.8 条、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。生産者 4 者からの生産者追加質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。なお、追加質問状を送付したすべての生産者から回答が提出された。

1-6-2-4 産業上の使用者

1-6-2-4-1 当初質問状の送付²⁰

(27) 平成 24 年 7 月 5 日、調査当局が推定する主なカットシート紙の産業上の使用者 44 者に対し、「産業上の使用者に対する質問状」を送付した。産業上の使用者 1 者からの質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1-6-2-4-2 回答の再依頼

(28) 平成 24 年 8 月 10 日、上記のとおり送付した質問状に対して指定した回答期限の 10 日前までに回答がなかった産業上の使用者 30 者に対して、回答期限までの回答を促す旨の文書を発出した。これに対し、産業上の使用者 24 者が回答した。

1-6-2-5 消費者団体

1-6-2-5-1 当初質問状の送付²¹

(29) 平成 24 年 7 月 5 日、調査当局が把握できた消費者団体 5 者に対し、「消費者団体に対する質問状」を送付した。

1-6-2-5-2 回答の再依頼

(30) 平成 24 年 8 月 10 日、上記のとおり送付した質問状に対して指定した回答期限の 10 日前までに回答がなかった消費者団体 5 者に対して、回答期限までの回答を促す旨の文書を発出した。これに対し、消費者団体 4 社が回答した。

1-6-3 証拠の提出及び証言

(31) 利害関係者からの証拠の提出及び証言²²については、平成 24 年 10 月 1 日までに供給者 3

¹⁹ 実際に送付を行ったのは 10 者である。日本大昭和板紙は日本製紙と合併しているが、生産者 1 者として計算しているため、11 者となる。

²⁰ 政令第 13 条第 2 項

²¹ 政令第 13 条第 2 項

²² 政令第 10 条第 1 項前段

者から連名で1件の証拠の提出があり、秘密の情報を除き閲覧²³に供した。

1-6-4 対質

(32) 利害関係者からの対質の申出²⁴については、平成24年10月29日までに申出はなく、対質は実施しなかった。

1-6-5 意見の表明²⁵

(33) 意見の表明については、平成24年10月29日までに供給者3者から連名で1件、申請者8者から連名で1件の意見の表明があり、秘密の情報を除き閲覧に供した。また、インドネシア共和国政府よりも調査当局宛にレターが届いたが、本件については意見の表明として取り扱う旨インドネシア共和国政府に伝達し、当該レターを閲覧に供した。

1-6-6 情報提供²⁶

(34) 情報の提供については、平成24年10月29日までに産業上の使用者から1件の情報提供があり、秘密の情報を除き閲覧に供した。

1-6-7 意見の表明の求め²⁷

(35) 平成24年10月30日に当初質問状に回答した利害関係者に対し、意見の求めを行ったところ、提出期限の同年11月13日までに供給者3者から連名で1件、その他供給者から1件、申請者8者から連名で1件の意見の表明があり、秘密の情報を除き閲覧に供した。

1-6-8 現地調査

(36) 供給者当初質問状及び供給者追加質問状に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実の有無について、十分な回答が提出された者(ピーティー・アヌグラ・ケルタス・ウタマ (PT Anugrah Kertas Utama) (以下、「AKU」という。))、AKUのインドネシア共和国国内関連生産者であるピーティー・リアウ・アンダラン・ケルタス (PT Riau Andalan Kertas) (以下、「RAK」という。))及びAKUの第三国関連輸出者であるエイプリル・ファイン・ペーパー・マカオ・コマーシャル・オフショア・リミテッド (April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited) (以下「AFPM」という。))、並びにピーティー・インダ・キアット・パルプ・アンド・ペーパー・ティービーケー (PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk) (以下「IK」という。))、ピーティー・パブリク・ケルタス・チウィ・キミア・ティービーケー (PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk) (以下「TK」という。))、ピーティー・ピンド・デリ・パルプ・アンド・ペーパー・ミルズ (PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills) (以下「PD」という。))、並びに IK、TK、PD

²³ 政令第11条第1項

²⁴ 政令第12条第1項

²⁵ 政令第12条の2第1項

²⁶ 政令第13条第1項

²⁷ 政令第12条の2第2項

の関連輸入者であるエイピーピー・ジャパン株式会社（以下「APPJ」という。）及び株式会社キョクトウ・アソシエイツ（以下「KA」という。）に対して、平成 24 年 12 月 10 日に、現地調査実施への同意を求める通知文を送付し、同意を得た。さらに、インドネシア共和国及びシンガポール共和国政府²⁸に対し、現地調査実施の通知を行い、それぞれの政府において反対しないことを確認した²⁹。

(37) また、調査対象期間中のカットシート紙本邦総生産量の約 8 割を占める本邦生産者 5 者からの本邦生産者質問状の回答を検証する現地調査を行うことについて、日本製紙株式会社（合併前の旧日本大昭和板紙株式会社を含む）、王子製紙株式会社、王子エフテックス株式会社（旧王子特殊紙株式会社）及び大王製紙株式会社に対し、平成 24 年 11 月 20 日から 29 日までの間に、現地調査への同意を求める通知文を送付し、同意を得た。

(38) さらに、調査対象貨物の輸入量の【割合】を占める輸入者 1 者（丸紅紙パルプ販売株式会社）に対し、平成 25 年 2 月 26 日に、現地調査への同意を求める通知文を送付し、同意を得た。

(39) 供給者、本邦生産者及び輸入者に対し、現地調査の受入れの可否を確認し、現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整した。日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書及び調査項目を発出し³⁰、「表 3 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査報告書の作成を行い、現地調査報告書を送付³¹するとともに、秘密の情報を除いて閲覧に供した。

表 3 現地調査の実施状況

対象者	同意を求める通知日	実施日
AKU、RAK 及び AFPM	平成 24 年 12 月 10 日	平成 25 年 1 月 31 日～2 月 2 日
IK、TK、PD、APPJ 及び KA	平成 24 年 12 月 10 日	平成 25 年 2 月 4 日～2 月 7 日 及び 2 月 12 日～2 月 15 日
王子製紙株式会社及び王子エフテックス株式会社（旧王子特殊紙株式会社）	平成 24 年 11 月 20 日	平成 24 年 12 月 20 日 及び 平成 25 年 1 月 28 日～1 月 29 日
日本製紙株式会社 （旧日本大昭和板紙株式会社を含む）	平成 24 年 11 月 29 日	平成 25 年 1 月 10 日 及び 平成 25 年 1 月 16 日～1 月 17 日
大王製紙株式会社	平成 24 年 11 月 29 日	平成 25 年 1 月 11 日
丸紅紙パルプ販売株式会社	平成 25 年 2 月 26 日	平成 25 年 3 月 12 日～3 月 13 日

1-6-9 最終決定前の重要事実の開示

(40) 平成 25 年 4 月 12 日、最終決定の基礎となる重要事実を直接の利害関係人に対し書面によ

²⁸ AKU が自らの関連会社が所在するシンガポールでの現地調査の実施を希望したため、シンガポール政府への同意を取り付けた。

²⁹ 協定第 6.7 条、附属書 I 及びガイドライン 9.(1)一①

³⁰ ガイドライン 9.(1)一②

³¹ ガイドライン 9.(1)二

り通知³²し、重要事実に対する反論・反証についての期限を同年5月10日とした。また、インドネシア共和国政府に対しても重要事実を通知した。

(41) 重要事実に対して、平成25年5月10日に供給者3者から連名で1件、申請者7者から連名で1件の意見が提出され、秘密の情報を除き閲覧に供した。また、インドネシア共和国政府よりも調査当局宛にレターが届いたが、本件については重要事実に対する意見として取り扱う旨インドネシア共和国政府に伝達し、当該レターを閲覧に供した。

1-7 秘密の情報

(42) 利害関係者から提出された情報及び意見について、秘密³³として取り扱うことを求められた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を提出させ、調査当局が秘密として取り扱うに足ると判断したものに限り秘密の情報として取り扱った。

1-8 証拠等の閲覧

(43) 調査開始後、調査終了時まで、利害関係者から提出された書面、証拠及び意見（利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠を除く）について、利害関係者に対して閲覧³⁴に供した。

1-9 知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）

(44) 調査当局は、不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するため、調査対象期間中に調査対象貨物を生産又は輸出していると推定されたすべての供給者に対して「調査対象貨物の供給者に対する質問状」を送付したが、一部の供給者については、回答がなかったことから、これらの供給者に対して、平成24年8月に調査当局より回答を促し、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」を再送した。しかしながら、調査当局からの回答の督促にもかかわらず、回答がなかったため、これらの供給者に係る不当廉売された貨物の輸入の事実について、調査当局は知ることができた事実により決定³⁵することとした。

2 不当廉売された貨物の輸入の事実

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物

2-1-1-1 調査対象貨物

(45) 調査対象貨物は、インドネシア共和国で生産され本邦に輸出のために販売されたカットシ

³² 協定第6.9条及び政令第15条

³³ 協定第6.5条及び政令第10条第1項

³⁴ 政令第11条

³⁵ 協定第6.8条、附属書Ⅱ及びガイドライン10.

ート紙である。カットシート紙とは、塗布していないシート状の紙（せん孔及び印刷のいずれもしていないものに限る。）のうち、折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のもので、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のものである。調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第4802.56号及び第4802.62号に分類される。本邦の輸入統計品目番号は、4802.56-000及び4802.62-900の一部に該当する。

(46) 調査対象貨物は、一般にはA3サイズ以下に断裁された非塗工紙で、主として、普通紙複写機（PPC）並びに商業印刷及び一般印刷に使用され、白色紙のほかカラー紙も含まれる。また、カットシート紙の物理的特性は、白色度、古紙配合率、厚さ、不透明度、こわさ、水分量、表面平滑度等の数値による限定はしていないため、調査対象貨物には、物理的特性の数値が異なる複数の製品がある。

2-1-1-2 同種の貨物³⁶

(47) 不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するために、調査対象貨物と比較すべき同種の貨物の範囲については、カットシート紙の物理的特性や製造工程から以下のとおり検討を行い、いずれの供給者についても区別することなく、調査対象貨物と同じ範囲のものとした。

(48) カットシート紙の物理的特性については、上記(46)のとおり物理的特性に係る数値の限定がないため、供給者に対して、坪量³⁷、着色、白色度及び古紙配合率の観点から物理的特性による区別の必要性についての回答を求め、確認を行った³⁸。

(49) IK、TK及びPDから、カットシート紙の白色度は、95%以上のものと95%未満のもので製品の価格や費用を左右する分かれ目となっている旨の回答があったため、現地調査において確認したが、3者はその違いを考慮する必要性について証拠をもって説明できなかった。なお、坪量、着色及び古紙配合率に関しては、どの供給者からも回答はなかった。

(50) PDの工場における現地調査において、カットシート紙の製造工程の観点から、坪量、着色、白色度及び古紙配合率、その他の物理的特性による区分の有無を確認したが、いずれの供給者からも正常価格と輸出価格の公正な価格比較のために物理的特性の相違を考慮すべきであることは示されなかった。

(51) これらのことから、いずれの供給者においても、物理的特性に関して区別する必要性は認められないと判断した。

2-1-2 不当廉売差額

(52) 不当廉売差額については、以下の方針に則り算出することとした。

³⁶ 協定第2.6条及びガイドライン3。

³⁷ 1平方メートルあたりのグラム数。

³⁸ 供給者に対する質問状調査項目A-2及びA-3

- (53) 不当廉売差額は、輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする³⁹。
- (54) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する⁴⁰。生産者は複数の銘柄や製品型番の製品を本邦へ輸出している一方、それら銘柄・製品型番間において価格の比較に影響を及ぼす差異が認められなかったため、生産者の不当廉売差額について、すべての製品の不当廉売差額を加重平均して算出することとする。
- (55) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、輸出価格及び正常価格は、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるよう必要な調整を行った上で加重平均する⁴¹。調整は、実際の額を基礎とすることとし、原則として、比較する個々の価格から、供給者が支払った、国内運賃、国内保険料、梱包費用、その他の国内輸送費用、供給国から本邦の港までの海上運賃、海上保険料、本邦の港から購入者までの運賃、荷役費用、供給国の輸出税、本邦の輸入関税、その他の輸送費用、割戻、数量割引、その他の割引、与信費用、技術サービス費、販売手数料、製造物責任にかかる費用、ロイヤルティー、ワランティ、広告宣伝及び販売促進費、倉庫保管費、在庫金利費用、テスト・検査費、その他の直接販売費、その他の間接販売費、その他費用、第三者に対する支払い、内国間接税を控除すべきかどうか検討する。なお、輸入関税減免・払戻が含まれていない場合は加算する。
- (56) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位又は供給者が通常の商取引及び社内管理している通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替相場で換算する⁴²。

2-1-3 正常価格の算出

- (57) 正常価格については、以下の方針に則り算出することとした。
- (58) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）⁴³とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国輸出価格」という。）⁴⁴、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）⁴⁵とする。

⁴⁶

³⁹ 協定第 2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条

⁴⁰ 協定第 2.4.2 条及びガイドライン 7. (1)

⁴¹ 協定第 2.4 条及び政令第 2 条第 4 項

⁴² 協定第 2.4.1 条

⁴³ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

⁴⁴ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

⁴⁵ 協定第 2.2.2 条及び政令第 2 条第 1 項第 3 号

⁴⁶ 協定第 2.2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

(59) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間（6ヶ月以上）にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めない⁴⁷。

(60) 原産国の国内市場において消費に向けられる同種の貨物の販売数量が調査対象貨物の本邦への販売数量の5%以上である場合には、そのような販売は、通常、正常価格の決定に十分な量であるとする⁴⁸。

2-1-4 輸出価格の算出

(61) 輸出価格については、以下の方針に則り算出することとした。

(62) 輸出価格は、本邦への輸入貨物に係る供給国における本邦への輸出のための販売価格とすることとし、輸入者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する。

2-1-5 端数処理

(63) 通貨換算、加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について端数を四捨五入した。

2-2 インドネシア共和国の供給者

(64) 調査対象貨物の供給者11者に対し、供給者に対する質問状を送付したところ、IK、TK及びPDの3者から、調査対象期間に本邦への調査対象貨物の生産及び輸出をしている旨の回答があった。

(65) また、質問状を受領したRAKからは、調査対象期間に調査対象貨物の生産及び輸出をしておらず、RAKの関連会社であるAKUが第三国に所在する関連会社AFPMを経由して輸出している旨の回答があった。

(66) RAKのほかに5者からは調査対象貨物を生産及び輸出をしていない旨の回答があった。また、PT. Kertas Leces及びPT. Surabaya Agung Industri Pulp and Kertas Tbk.の2者からは一切回答がなかった。

(67) したがって、IK、TK、PD及びAKUの4者を供給者とする事とした。

⁴⁷ 協定第2.2.1条及びガイドライン7.(1).五

⁴⁸ 協定第2.2条

2-3 AKU (APRIL グループ)

2-3-1 供給者

(68) AKU と RAK は、インドネシア共和国所在のカットシート紙の生産会社である。AKU は、インドネシア共和国国内向け同種の貨物と調査対象貨物の生産を行っており、マカオ所在の AFPM を通じて本邦に輸出している旨の回答があった。また、RAK はインドネシア共和国国内向けの同種の貨物の販売は行っているものの、調査対象期間中には調査対象貨物の本邦向けの生産及び輸出は行っていない。上記の 3 者は、Asia Pacific Resources International Holdings Limited を主体とする APRIL グループの傘下の関連会社であり、RAK に供給者に対する質問状を送付したところ、上述のとおり 3 者連名による回答があった。

(69) 3 者の回答では、3 者ともに紙・パルプの製造及び販売を行っている APRIL グループの傘下で、バミューダ所在の Peak Pulp and Paper Limited を株主とする関連会社であり⁴⁹、以下のとおり一体の事業体として見られる。

- ・ AKU と RAK は、現在は分社化して別会社であるが元は 1 つの会社である⁵⁰。
- ・ AKU と RAK の生産工場は現在も同じ敷地内にあり⁵¹、【生産体制に関する記載】。
- ・ AKU と RAK で生産された製品は同じ製品であり、「APRIL」ブランドとして、インドネシア共和国国内及び世界市場向けに販売している⁵²。
- ・ 特に国内向けの同種の貨物の販売では AKU は販売部門を設置しておらず、RAK の販売部門が AKU の受注を行っており、国内向けの同種の貨物の製造・販売では RAK 製品の販売だけでなく AKU 製品の販売も行い⁵³、両社が相互に関連しながら実質的に一体となって事業活動を行っている。
- ・ AFPM は上記(68)のとおり、AKU 及び RAK と株主が同じである関連会社であり、AKU が本邦に輸出する調査対象貨物のすべては AFPM を経由して販売されている⁵⁴。

(70) したがって、調査当局としては、供給者は AKU であると認定するものの、AKU 及び RAK は連合しており、カットシート紙の生産及び販売に関して相互に製造割合及び販売ルート进行调整することが可能であると判断し、輸出者である AFPM も含めて不当廉売差額の算出にあたっては、これら 3 者を 1 事業体と見なすこととした。

⁴⁹ AKU、RAK 及び AFPM の 9 月 14 日付回答書 A-1-2

⁵⁰ AKU、RAK 及び AFPM の現地調査報告書 3.調査項目 E

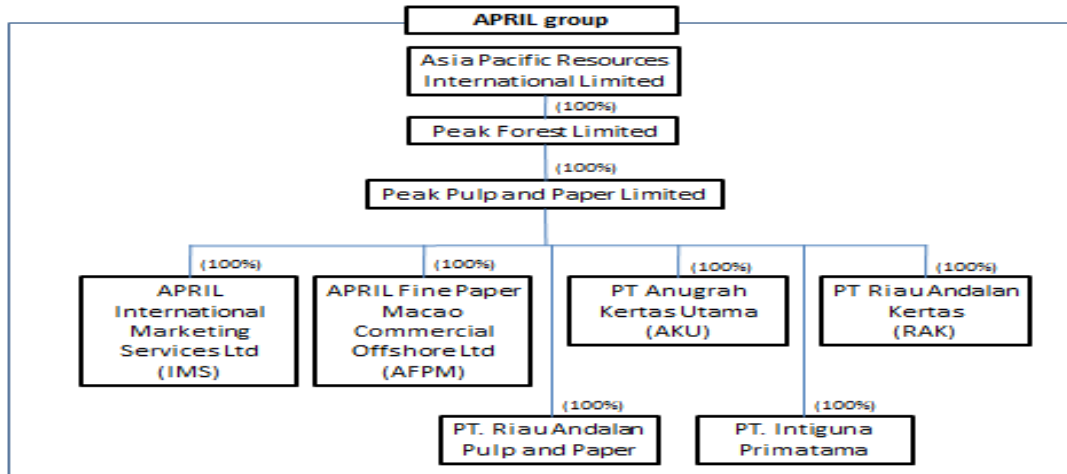
⁵¹ AKU、RAK 及び AFPM の 9 月 14 日付回答書 A-3-1

⁵² AKU、RAK 及び AFPM の 9 月 14 日付回答書 A-2-2 及び APRIL ウェブサイト (<http://www.aprilasia.com/index.php>)

⁵³ AKU、RAK 及び AFPM の現地調査報告書 3.調査項目 C(1)

⁵⁴ AKU、RAK 及び AFPM の 9 月 14 日付回答書 A-1-2、B-1-3

図1 APRIL グループの関係会社



2-3-2 通貨の換算

(71) 不当廉売差額の算出のための通貨の換算は、原則として現地通貨を用いることとされている⁵⁵。AKU、RAK 及び AFPM から提出された証拠において、国内販売価格はアメリカ・ドル建てで、本邦向け輸出取引価格はアメリカ・ドル建て及び日本円建てで記載されていた。サンプル調査した本邦向け輸出取引のインボイス等には、日本円建てで記載されていたが、支出した経費はアメリカ・ドル建てであり、かつ社内の会計管理もアメリカ・ドル建てとなっていたことから、本邦向け輸出取引価格については、供給者から提出された証拠に記載された為替レートによりアメリカ・ドルに換算されていることを確認し、不当廉売差額の算出においては、アメリカ・ドル建てで行うこととした。

2-3-3 正常価格

(72) 正常価格については、供給者から提出された証拠により輸出国の国内市場において消費に向けられる同種の貨物の販売が、調査対象貨物の本邦への販売の5%以上⁵⁶であり、RAK 又は AKU は直接顧客に販売しており、関連会社を通じての販売や顧客との間に第三者の会社を介させる取引は認められなかったことから、提出された証拠に記載された AKU 及び RAK 国内販売価格を用いて算出した。

(73) 国内販売価格から控除した費用は、国内運賃、国内保険料、その他の国内輸送費、割戻し、与信費用、在庫金利費用、RAK 及び AKU における間接販売費であり、以下のとおり算出した。

(74) 国内運賃⁵⁷は、取引毎の運賃は管理していないため、AKU 及び RAK のそれぞれごとに

⁵⁵ ガイドライン 7.(1).二

⁵⁶ 9月14日付提出の供給者質問状回答書添付資料 A-5-1 に記載されている販売数量に基づく。

⁵⁷ 国内運賃は、陸上運送費として工場から工場最寄りの Buatan 港までの費用、Jakarta 港から販売先までの費用。

2011年分の国内運送費の合計額⁵⁸と販売数量から平均単位コストを計算、各取引の販売数量に応じて配賦されており、これを採用した。

(75) 国内保険料⁵⁹も取引毎の発生費用は不明であるため、AKU 及び RAK のそれぞれごとに2011年分の保険料の合計額と販売金額から平均単位保険料を計算、各取引の販売金額に応じて配賦されており、これを採用した。

(76) その他の国内輸送費⁶⁰は、工場最寄りの Buatan 港から Jakarta 港までの海上運賃が計上されており、国内運賃と同様の計算がされており、これを採用した。空コンテナ運搬費用は、AKU が販売する分も含めてすべての費用を RAK が支払っていたが、現地調査において、輸出分と国内販売で分けることが可能である旨指摘し、再提出させたところ、別の算出方法を取り、根拠に合理性を欠いていたため、当初提出があった RAK の損益計算書の空コンテナ運搬費に係る勘定科目と実際にコンテナを使用した取引数量から平均単位コストを計算し各取引に配賦を行う算出方法を採用した。

(77) 割戻しは、実際に発生した品質補償費用が計上されており、これを採用した。

(78) 与信費用は、2011年の APRIL グループに適用された平均短期借入金利をもとに販売日から入金日までの日数に応じた費用が計上⁶¹されていた。また、在庫金利費用も同様に平均短期借入金利と AKU 及び RAK の前期末と当期末の在庫額⁶²を基にした平均在庫額と売上原価で計算した平均在庫維持期間に応じて費用が計上されており、これを採用した。

(79) RAK と AKU における間接販売費は、輸出価格の算出に際して AFPM の間接販売費を控除したため⁶³、同一取引段階における調整すべき費用として控除した。調整すべき費用としては、各損益計算書の間接販売費のうち AFPM で控除したのと同じ費用の合計を算出した。

(80) 梱包費用については、工場出荷後に発生する費用はなく、また、輸出と国内販売にかかる梱包に差異はなく調整すべき費用はなかったことを確認、調査当局において控除しなかった。

(81) その他の直接販売費は、原料の輸入関税分を計上・控除していたが、原材料の輸入関税の払戻しは一般的に製造原価としてみるべき費用であり、調査当局において控除しなかった。

(82) 上記以外の費用は該当がなかったことを確認、控除しなかった。

(83) 上記のとおり調整し、加重平均したところ、正常価格は1トン当たり【 】アメリカ・ドルとなった。

⁵⁸ AKU 又は RAK の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

⁵⁹ 国内保険料は、Buatan 港から Jakarta 港までの海上保険料。Jakarta 港から販売先までの保険料は含まれない（販売先が負担）。

⁶⁰ その他の国内輸送費用には、Buatan 港、Jakarta 港の荷役費用を含む。

⁶¹ APRIL グループとして統一的に RAK の金利が適用されていた。銀行における短期レートベース＋上乗せ金利。

⁶² AKU と RAK の AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

⁶³ 2-3-4(91)参照。

2-3-4 本邦向け輸出価格

(84) 本邦向け輸出価格は、調査対象貨物を生産している AKU が直接本邦に輸出しておらず、すべての調査対象貨物は AKU の関連会社である AFPM を経由して本邦に輸出していたことから、AFPM の本邦向け輸出取引価格を用いて算出した。

(85) AFPM の本邦向け輸出取引価格から控除した費用は、国内運賃、本邦の港までの国際運賃、国際保険料、荷役費用、与信費用、在庫金利費用、その他の直接販売費、AFPM における間接販売費、APRIL グループの市場マーケティングを行う関連会社である APRIL International Marketing Services Ltd. (IMS) における一般管理費であり、以下のとおり算出した。

(86) 国内運賃は、正常価格と同様の計算がされており、これを採用した。

(87) 本邦までの国際運賃及び国際保険料⁶⁴については、AFPM がシンガポール港までの海上運送費用を負担している取引ごとの実額が計上されており、これを採用した。

(88) 荷役費用⁶⁵は、2011 年分の荷役費用の合計額⁶⁶と販売数量から平均単位コストを計算、各取引の販売数量に応じて配賦されており、これを採用した。

(89) 与信費用は、2011 年の APRIL グループに適用された平均短期借入金利⁶⁷をもとに販売日から入金日までの日数に応じた費用が計上されており、これを採用した。在庫金利費用についても同様に平均短期借入金利⁶⁸をもとに、AKU における前期末と当期末の在庫額⁶⁹を基にした平均在庫額と売上原価で計算した平均在庫維持期間に応じて費用が計上されていたものの、AFPM における在庫分が含まれていないことから、当該費用も控除する必要がある旨指摘したところ、Buatan 港出港からシンガポールにおいて本邦向け本船に積み替えるまでの間の期間分⁷⁰に応じた在庫金利費用が追加計上され、これら合計を採用した。

(90) その他の直接販売費は銀行費用であり、2011 年分の銀行費用の合計⁷¹と販売金額から平均単位コストを計算、各販売金額に応じて配賦されており、これを採用した⁷²。

(91) また、AFPM における間接販売費は、調査対象貨物の AFPM の 2011 年分の間接販売費

⁶⁴ 本邦の港までの国際運賃は、海上運賃のみで Singapore 港から工場までの空コンテナ運搬費用、船積手数料を含む。国際保険料についても同じ。

⁶⁵ AKU 及び AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。荷役費用は、シンガポールにおけるデマレッジ費用を含む。

⁶⁶ AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

⁶⁷ APRIL グループとして統一的に RAK の金利が適用されていたことから、AKU 及び AFPM に適用する金利としての妥当性について調査当局として検証した結果、これを採用した。

⁶⁸ APRIL グループとして統一的に RAK の金利が適用されていたことから、AKU 及び AFPM に適用する金利としての妥当性について調査当局として検証した結果、これを採用した。

⁶⁹ AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

⁷⁰ 在庫金利費用で追加した在庫維持期間はコンテナヤードでの蔵置期間を含む。

⁷¹ AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

⁷² AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

の合計⁷³と AFPM が扱う本邦向け販売数量の割合から平均単位コストを計算、各販売金額に応じて配賦されており、これを採用した。

(92) IMS における一般管理費については、現地調査において、IMS は日本市場におけるマーケティングのリーサー等を行っており、営業活動はしておらず、輸出取引にはかかわっていない旨の回答があったが、実際はサンプル取引において本邦輸入者である【会社名】からの発注書の宛先が IMS となっていたことに加え、【現地調査において確認した事実に関する説明】、IMS はマーケティングのリーサー等に加えて本邦向け取引に係る連絡窓口の事務を行っていたことが判明した。そのため、調査当局において当該費用を控除することとした。かかる費用が不明であったため、APRIL グループの紙・パルプ生産の総売上⁷⁴に占める本邦向けカットシート紙の売上高の割合を求め、これを追加提出させた IMS の一般管理費全額⁷⁵に乗じて算出した。

(93) 梱包費用については、正常価格の場合と同様、工場出荷後に発生する費用はなく、また、輸出と国内販売にかかる梱包に差異はなく調整すべき費用はないことを確認したため、控除しなかった。

(94) 上記以外の費用は該当がなかったことを確認、控除しなかった。

(95) 上記のとおり調整し、加重平均したところ、本邦向け輸出価格は 1 トン当たり【 】アメリカ・ドルとなった。

2-3-5 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(96) 不当廉売差額は、「2-3-3 正常価格」において算出した正常価格と「2-3-4 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格の差額として算出したところ 1 トン当たり【 】アメリカ・ドルとなった。したがって、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、-4.03%となった。

(97) 以上により、AKU において、不当廉売されたカットシート紙の輸入の事実は認められなかった。

2-4 IK、TK 及び PD (APP グループ)

2-4-1 供給者

(98) IK、TK 及び PD は、インドネシア共和国所在のカットシート紙生産会社である。インドネシア共和国国内向け同種の貨物の生産及び調査対象貨物の生産及び輸出を行っており、調査対象期間中に調査対象貨物の輸出を行っている。また、3 者とも、国内向け同種の貨物の販売において、大半を卸売販売会社 PT. Cakrawala Mega Indah (以下「CMI」という。)

⁷³ AFPM の 2011 年損益計算書及び総勘定元帳。

⁷⁴ AKU、RAK 並びに APRIL グループのパルプ製造会社である PT. Riau Andalan Pulp and Paper 及び PT. Intiguna Primatama の 2011 年損益計算書。

⁷⁵ AKU、RAK 及び AFPM の現地調査後の追加質問回答。

を經由して販売⁷⁶している。

IK、TK 及び PD と CMI はインドネシア共和国の財閥である SINARMAS グループ傘下の会社である。特に 3 者は PT. Purinusa Ekapersada を主要株主とする関連会社であり、また PT. Purinusa Ekapersada の傘下の企業は APP グループ⁷⁷とも呼ばれている。そのため、IK、TK 及び PD に供給者に対する質問状を送付したところ、上記のとおり 3 者とも共通の回答があり、回答に関しては APP グループで調整していた。

(99) IK、TK 及び PD の回答では、IK、TK 及び PD は、同じグループに属しているカットシート紙生産会社⁷⁸で、本社が同じ住所にあり⁷⁹、以下のとおり一体の事業体として見られる。

- ・ IK、TK 及び PD それぞれの役員の多くは他の役員も重複して務めている⁸⁰。
- ・ IK、TK 及び PD が生産する製品は、共通の「APP」ブランドとして認識され、インドネシア共和国国内及び世界市場で販売されている。
- ・ 特にインドネシア共和国国内の販売に関しては、同じグループ傘下の CMI 経由で販売し⁸¹、CMI は【発注先の選別に関する記載】⁸²など、統一的な経営方針のもとで事業を行っている。
- ・ IK、TK 及び PD が生産する製品は【製品型番による管理状況に関する記載】⁸³。
- ・ IK、TK 及び PD ともその質問状回答の責任者として同グループ内の同一社員を充てており、⁸⁴調査当局への意見書⁸⁵も 3 者連名で提出している。
- ・ TK 及び PD は、【原材料の調達に関する記載】。⁸⁶

(100) したがって、調査当局としては、IK、TK 及び PD の 3 者は連合しており、カットシート紙の生産及び販売に関し 3 者間で製造割合及び販売ルートを調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出にあたっては、3 者を一体の事業体と見なすこととした。

(101) また、IK、TK 及び PD の【資本関係に関する記載】、APPJ があり、IK、TK 及び PD の調査対象貨物が APPJ 向けに輸出されている⁸⁷。また、【資本関係に関する記載】、APPJ と同一人物が代表取締役を務めており⁸⁸、【営業に関する記載】KA に向けて IK、TK 及び PD の調査対象貨物が輸出されている⁸⁹。したがって、APPJ と KA は IK、TK 及び PD の関

⁷⁶ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-6、C 及び現地調査報告書 2. 調査項目 C、3. 調査項目 C
⁷⁷ 【資本関係及び APP の現状に関する説明】、APP のブランドが通称になっており、ここでは APP グループという。

⁷⁸ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-1-4、1 月 15 日付回答書 S-1 調査項目 A 1.及び現地調査報告書 3. 調査項目 A (1)

⁷⁹ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-1-6

⁸⁰ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-1-7

⁸¹ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-6、C 及び現地調査報告書 2. 調査項目 C、3. 調査項目 C

⁸² IK、TK 及び PD の現地調査報告書 3. 調査項目 C

⁸³ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-2-1

⁸⁴ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-1-4、1 月 15 日付回答書、10 月 29 日付意見書

⁸⁵ IK、TK 及び PD の 10 月 29 日付意見書

⁸⁶ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 E-1、E-2 及び現地調査報告書 A-1-6

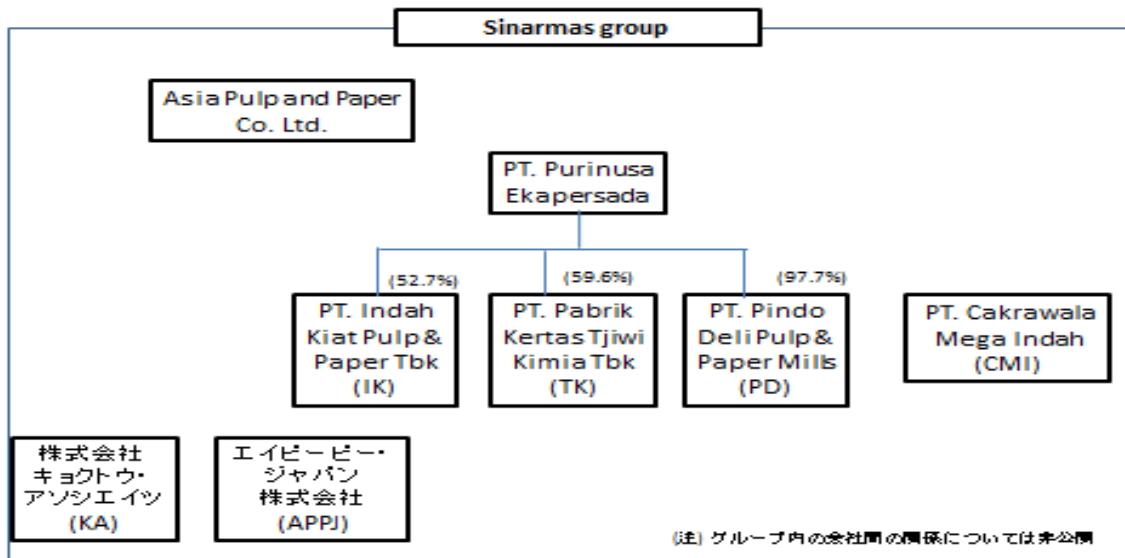
⁸⁷ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-6、1 月 15 日付回答書 S-2 A、S-1 B、現地調査報告書 2. 調査項目 B、3. 調査項目 B、調査項目 S

⁸⁸ APPJ ウェブサイト (http://www.app-j.com/company/company_greeting.html) 及び KA ウェブサイト (<http://www.kyokuto-note.co.jp/company/outline/>)

⁸⁹ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 A-6、B-1、1 月 15 日付回答書 S-1 A、S-1 B、現地調査報

連輸入者であると認定した。

図2 APPグループの関係会社



2-4-2 通貨の換算

(102) 不当廉売差額の算出のための通貨の換算は、原則として現地通貨を用いることとされている⁹⁰。供給者が提出した証拠にて確認したところ、インドネシア共和国国内販売はインドネシア・ルピア建てとなっていたが、アメリカ・ドル建ての経費支出があり、社内の会計管理はアメリカ・ドル建てとなっていた。また、本邦向け輸出販売は【通貨】建てとなっていた⁹¹。そのため、供給者から提出された証拠に記載された為替レートを用いてインドネシア・ルピアに換算した価格で比較した。

2-4-3 正常価格

(103) 正常価格については、供給者から提出された証拠により輸出国の国内市場において消費に向けられる同種の貨物の販売が、IK、TK及びPDを一体の事業体として見た場合、調査対象貨物の本邦への販売の5%以上⁹²であり、輸出国の国内市場において消費に向けられる同種の貨物の販売の大半が、IK、TK及びPDの関連会社であるCMIを介して行われていることから、CMIを介する取引についてはCMIの販売価格とした。また、一部の取引については、IK、TK又はPDが顧客に対して直接販売していることから、供給者が直接販売する取引価格（直接販売価格）とした。

(104) 直接販売価格から控除した費用は、国内運賃、国内保険料、与信費用であり、以下のと

告書2. 調査項目B、3. 調査項目B、調査項目S

⁹⁰ ガイドライン7.(1).二

⁹¹ IK、TK及びPDの9月10日付回答書B、C

⁹² 9月14日付提出の供給者質問状回答書添付資料A-5-1に記載されている販売数量に基づく。

おり算出した。⁹³

- ・ 国内運賃は、取引毎には管理されていないため、【計算に使用した数字に関する記載】⁹⁴から各社ごとの平均単位コストが計算され、各取引の販売数量に応じて配賦されており、これを採用した。
- ・ 国内保険料は、IK、TK 又は PD ごとに【計算に使用した数字に関する記載】⁹⁵から当年適用保険料率を計算し、各取引のグロス販売価格に当該料率を乗じて算出した金額が計上されており、これを採用した。
- ・ 与信費用は、IK、TK 又は PD の【利率に関する記載】をもとに支払猶予期間（信用期限）に応じた費用が計上されていたが、調査当局において、販売日から入金日までの実日数に応じた費用を算出した。
- ・ 梱包費用については、工場出荷後に発生する費用はなく、また、輸出と国内販売にかかる梱包に差異はなく調整すべき費用はなかったことが確認されたことから、控除しなかった。
- ・ 上記以外の費用は該当がなかったことを確認、控除しなかった。

(105) CMI の販売価格から控除した費用⁹⁶は、国内運賃、国内保険料、その他の割引、与信費用、その他の直接販売費用であり、以下のとおり算出した。

- ・ 国内運賃は、IK、TK 又は PD 側で負担される費用として直接販売価格で控除した費用と同じ計算が行われており、国内運賃は計上された費用を採用した。
- ・ 国内保険料は、IK、TK 又は PD 側で負担される費用であり、調査当局において工場から CMI に販売した時にかかる年間保険料を基に CMI が実際に販売した取引にかかる販売数量分にあたる保険料を計算し、各取引に配賦、控除することとした。⁹⁷
- ・ 与信費用は、CMI 販売価格をもとに、CMI が顧客に提供した支払猶予期間に応じた計算がなされていたが、IK、TK 又は PD 側で負担される費用であり、調査当局において、IK、TK 又は PD の【利率に関する記載】に基づき IK、TK 又は PD における CMI 向け販売にかかる販売日と入金日の実日数に応じて計算した与信費用を基に、CMI が実際に販売した取引にかかる販売数量分にあたる与信費用を計算し、各取引に配賦、控除す

⁹³ 平均単位コストは、IK、TK 又は PD ごとにそれぞれ計算。

⁹⁴ IK、TK 又は PD の 2011 年総勘定元帳。

⁹⁵ IK、TK 又は PD の 2011 年総勘定元帳。

⁹⁶ CMI の販売価格と調整すべき費用について、質問項目 C 及び様式 C に倣い提出させた (C-CMI)。CMI の販売数量は (期ずれを含むので) IK、TK 又は PD から CMI への販売数量と一致しないため、費用計上の際には CMI 販売数量で調整した。

⁹⁷ 保険料はインボイス価格を計算根拠とするため、CMI の保険料が高く計算されてしまうことから、工場出荷段階での保険料を採用した。平均単位コストについては、IK、TK 又は PD はそれぞれ計算した。

ることとした⁹⁸。

- ・ その他の割引は、CMI で負担している費用であり、割引を行った取引毎の実額が計上されており、これを採用した。また、その他の直接販売費は、CMI の正味販売額の一定割合（【 】%）⁹⁹が CMI の販売にかかるコストとして計上されており、これを採用した。
- ・ 上記以外の費用は該当がなかったことを確認、控除しなかった。

(106) 上記のとおり調整し、加重平均したところ、正常価格は1トン当たり【 】インドネシア・ルピアとなった。

2-4-4 本邦向け輸出価格

(107) 本邦向け輸出価格は、調査対象貨物を生産している IK、TK 又は PD から本邦の非関連者に直接輸出している取引については、IK、TK 又は PD の輸出取引価格とした。

(108) 上記の取引のほか、IK、TK 及び PD の関連会社¹⁰⁰である APPJ と KA 向けの輸出取引がある。APPJ 向けの輸出取引は、【輸出販売の流れに関する記載】となっている¹⁰¹が、APPJ への販売価格は IK、TK 又は PD と APPJ の両方で決定していることから、APPJ が本邦の非関連者に販売する価格を本邦向け輸出価格とした。KA 向けの輸出取引は、すべて関連会社である IK、TK 又は PD から直接 KA に輸出する取引であることから、KA が本邦の非関連者に販売する価格を本邦向け輸出価格とした¹⁰²。

(109) IK、TK 及び PD から本邦の非関連者に直接輸出する取引については、各輸出取引の取引価格から国内運賃、国内保険料、その他の国内輸送費用、本邦の港までの国際運賃、割戻し、与信費用、販売手数料、銀行手数料を控除し、以下のとおり算出した¹⁰³。

- ・ 国内運賃は、各工場から輸出港まで発生している運賃の実費が計上されており、これを採用した。国内保険料も実費が計上されており、これを採用した。
- ・ その他の国内輸送費用は、コンテナ取扱料金（THC）、荷役料、通関手数料、コンテナ封印費用分が計上された上で、2011年分のこれら費用ごとの合計額¹⁰⁴から重量あたり平均単位コストが計算され、各取引の販売数量に応じて配賦されており、これを採用した。

⁹⁸ CMI の顧客に対する支払条件は、【支払条件に関する記載】であったため、IK、TK 又は PD で発生した分を控除した。平均単位コストは、IK、TK 又は PD ごとにそれぞれ計算した。

⁹⁹ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 C-2-19、現地調査報告書 3. 調査項目 C.(7)

¹⁰⁰ APPJ は、【資本関係に関する記載】である。KA は APPJ と同一人物が代表取締役を務めているが、【資本関係に関する記載】。

¹⁰¹ IK、TK 及び PD の 1 月 15 日付回答書 S-1 調査項目 B 1.(2)、現地調査報告書 3. 調査項目 B.(8)

¹⁰² 協定第 2.2.2 条 構成輸出価格。政令第 3 条。

¹⁰³ 荷役費用は、その他の国内輸送費に含む。国際保険料は、国内保険料に含む。

¹⁰⁴ IK、TK 又は PD の 2011 年総勘定元帳。

- ・ 本邦の港までの国際運賃は、取引条件¹⁰⁵に応じて IK、TK 又は PD が負担している海上運賃分の実費が計上されており、これを採用した。
- ・ 割戻しは、IK、TK 又は PD の製品を購入・販売している【対象者】に対して行っており、割戻し先ごとの年間支払額¹⁰⁶に重量あたりの平均単位コストが計算され、各取引の販売数量に応じて配賦されており、これを採用した。
- ・ 与信費用は、IK、TK 又は PD の【利率に関する記載】をもとに支払猶予期間（信用期限）に応じた費用が計上されていたが、調査当局において、販売日から入金日までの実日数に応じた費用を算出した。
- ・ 販売手数料は、委託買付販売を行っている【会社名】及び【会社名】に対して支払っている手数料（販売価格の【 】%）¹⁰⁷が計上されており、これを採用した。
- ・ 銀行手数料は、控除されていなかったため現地調査において指摘したが、価格への影響は少なく、多数の銀行と取引しているため把握できないとして当該手数料が提出されなかった。そのため、調査当局において、現地調査で提出された証拠にあるサンプル 11 取引及び当初質問状の回答書で提出されたサンプル取引から平均手数料率を算出し、サンプル取引にかかる販売先の取引についてはサンプルの手数料率で計算し、これら以外の取引は平均手数料率を各取引のグロス販売価格に乗じて算出した。
- ・ 梱包費用については、正常価格の場合と同様、工場出荷後に発生する費用はなく、また、輸出と国内販売にかかる梱包に差異はなく調整すべき費用はなかったことを確認したため、控除はしなかった。
- ・ 上記以外の費用は該当がなかったことを確認、控除しなかった。

(110) APPJ 向け輸出取引については、本邦の非関連者に直接輸出している取引の場合と同じ費用を控除し、加えて APPJ が本邦国内の販売に掛かった費用である本邦国内運賃、その他本邦国内輸送費、【費用名】、【費用名】、与信費用¹⁰⁸、倉庫保管費、その他直接販売費¹⁰⁹、その他間接販売費、その他費用¹¹⁰、関税・内国消費税・輸入諸経費を控除した。2011 年度の調査対象貨物を取り扱う【部門名】¹¹¹で発生する当該費用¹¹²を【一定の割合】¹¹³を用いて計算、これを採用した。また、【費用名】、【費用名】については、取引毎の金額が計上されており、これを採用した。なお、当該取引では、【製品の経由と費用に関する記載】¹¹⁴との回答があったことから、【費用の計算方法】、これも控除した。

¹⁰⁵ 取引条件としては、【取引条件】が存在する。

¹⁰⁶ IK、TK 又は PD の 2011 年総勘定元帳。

¹⁰⁷ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 B-2-19

¹⁰⁸ 与信費用は、【費用名】を計上。

¹⁰⁹ その他直接販売費用は、商品減耗損、サンプル費等を計上。

¹¹⁰ その他費用は、【費用に関する記載】を計上。

¹¹¹ 主に調査対象貨物の販売を担当しているのが【業務の分担に関する記載】。

¹¹² APPJ の 2011 年総勘定元帳。

¹¹³ APPJ の 2011 年総勘定元帳。

¹¹⁴ 1 月 15 日付追加質問状回答書 調査項目 B1(2)～(4)

(111) KA 向け輸出取引についても、APPJ 同様、本邦の非関連者に直接輸出している取引の場合と同じ費用を控除し、加えて KA が本邦国内の販売にかかった費用である本邦国内運賃、その他本邦国内輸送費、【費用名】、【費用名】、広告宣伝費及び販売促進費、倉庫保管費、その他直接販売費、その他間接販売費、その他費用、関税・内国消費税・輸入諸経費を控除した。算出方法は、APPJ と同様、調査対象貨物を取り扱う【部門名】¹¹⁵で発生する当該費用¹¹⁶を【一定の割合】¹¹⁷を用い計算しており、これを採用した。また、【費用名】¹¹⁸については、取引先毎の金額が計上されており、これを採用した。なお、KA 向けの輸出取引では、IK、TK 又は PD との間に【取引の種類】取引はない。

(112) 上記のとおり調整し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出価格は 1 トン当たり【 】インドネシア・ルピアとなった。

2-4-5 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(113) 不当廉売差額は、「2-4-3 正常価格」において算出した正常価格と「2-4-4 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格の差額とし算出したところ、不当廉売差額は 1 トン当たり【 】インドネシア・ルピアとなった。したがって、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、-4.99%となった。

(114) 以上により、IK、TK 及び PD において、不当廉売されたカットシート紙の輸入の事実は認められなかった。

2-5 回答がなかった 2 者

(115) 調査当局が送付した供給者に対する質問状について、PT. Kertas Leces 及び PT. Surabaya Agung Industri Pulp and Kertas Tbk.の 2 者は一切回答がなかった。調査当局は、2 者に対し数度にわたり回答を促したが、返答がなく、調査開始 9 ヶ月を過ぎても一切回答がなかった。したがって、これらの者は調査非協力者とする事とした。調査非協力者の本邦における販売数量を推定するため、以下の検討を行った。

(116) 本邦の貿易統計（2011 年）によると、調査対象期間におけるインドネシア共和国産カットシート紙が該当する輸入統計品目番号である、4802.56-000 及び 4802.62-900 の合計輸入量¹¹⁹は、382,029 トンである。一方、供給者に対する質問状の回答に基づく IK、TK、PD 及び AFPM からの輸出量（2011 年）の合計は【 】トンとなり、IK、TK、PD 及び AFPM からの合計輸出量が貿易統計輸入量を上回った。

(117) 本邦の貿易統計の統計計上時点（直輸入される貨物は、輸入許可の日）¹²⁰と質問状の回

¹¹⁵ 主に調査対象貨物の販売を担当しているのが【業務の分担に関する記載】。

¹¹⁶ KA の 2011 年総勘定元帳。

¹¹⁷ KA の 2011 年総勘定元帳。

¹¹⁸ 【費用名】は、【費用に関する記載】を計上。

¹¹⁹ 貿易統計の輸入量には、調査対象貨物以外のものも含まれる。

¹²⁰ 外国貿易等に関する統計基本通達 22-3

答における計上時点（原則販売時点）の相違があるため、単純に比較することは必ずしも正確とは言えないものの、数値からみると調査非協力者の輸出は考えられず、申請者においても調査非協力者が輸出を行っているとの認識はなかった。¹²¹また、輸入者に対する質問状の回答において、調査非協力者からの輸入実績の報告はなかった¹²²ことから、調査当局は、調査非協力者が調査対象期間中に本邦に調査対象貨物を輸出していないと推定することが妥当であると判断し、調査非協力者を供給者とは認定しないこととした。

2-6 最終決定前の重要事実に対する意見及びこれに対する調査当局の見解

(118) 平成 25 年 5 月 10 日に申請者 7 者から連名で提出された重要事実に対する意見書において述べられている意見及びこれに対する調査当局の見解については、下記(119)から(125)までのとおり。

(119) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項にかかる調査対象期間について、申請者は、申請書において平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間について不当廉売された事実があったとして調査を求めたが、これと異なる期間を調査対象期間として、不当廉売の事実がなかったという認定を行うことは不合理である旨の意見が提出された。

(120) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項にかかる調査対象期間については、ガイドライン¹²³において、原則 1 年間とし、またその期間は本邦の産業に与える実質的損害等の事実に関する事項にかかる調査対象期間に含まれるものと規定されているところから従って、本件調査開始決定の一部として告示し、申請者を含む直接の利害関係人に通知したものである。これについて、いずれの利害関係人からも、意見の表明についての期限までに何らの意見表明もなかった。また、調査対象期間を申請書に記載されたデータの期間に合わせなければならないとの WTO 協定や国内法令の規定はなく、申請者が調査対象期間として特定の期間を設定するように求めることができるとの規定もない。なお、申請者が申請書において提出した不当廉売の事実に関する証拠は平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間のデータであり、申請者は不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項にかかる調査対象期間を平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間とするよう求めてはいない。よって、調査対象期間を平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までとしたことは妥当である。

(121) 正常価格の算出において、コスト割れ販売の有無を検討したか明らかでない旨及び製品の品種ごとにコストを把握しているか確認したい旨の意見が提出された。また、供給者が原材料の多くを関連企業から購入しており、少なくとも IK についてはパルプを自社製造していることから、コストを正確に確認すべきである旨の意見が提出された。

(122) コスト割れ販売の有無の検討は、上記(59)に基づき適切に行っており、APRIL グループの国内販売価格についてはコスト割れ販売の事実が認められず、また、APP グループの国内販売価格については、一部にコスト割れ販売の事実が認められたが、その割合は取引量全体の 20%未満であったことから、正常価格の算出の際に除外する取引はないことを確認してい

¹²¹ 申請書 3.

¹²² 輸入者質問状回答 A-3

¹²³ ガイドライン 6.(6)

る。なお、コスト割れ販売の有無の検討は、製品型番別に行っている。

APRIL グループは、主原料であるパルプをすべて関連企業から購入しているが、当該関連企業が APRIL グループに対してパルプを販売する価格は、APRIL グループ以外の非関連企業に対してパルプを販売する価格より約【割合】安価¹²⁴となっている。また、化学薬品等の原材料も関連企業から購入している。そこで、パルプ、化学薬品等の原材料を非関連企業から購入したものと仮定して、パルプの価格割合を用いてコストを試算したとしても、APRIL グループの国内販売におけるコスト割れ販売の割合は取引量全体の 20%未満であることを確認した。したがって、APRIL グループが提出したコストは、その変更を要する程度に妥当性に欠けるものではない。

APP グループにおいては、主原料であるパルプのうち、【パルプの種類】については、いずれの供給者も関連企業からの購入単価は、非関連企業からの購入単価と比べて高価又は等価となっている。一方、【パルプの種類】については、【供給者名】の関連企業からの購入単価は、非関連企業からの購入単価と比べて、【割合】安価となっている。また、【供給者名】は、自社製造又は関連企業からのみ当該パルプを購入している。¹²⁵そこで、【パルプの種類】について、すべて非関連企業から購入したものと仮定してコストを試算した。さらに、IK、TK 及び PD は、【化学薬品の種類】等の化学薬品等の原材料を関連企業又は非関連企業から購入している。関連企業及び非関連企業の双方から購入している【化学薬品の種類】の関連企業からの購入単価は、非関連企業からの購入単価と比べて【割合】安価となっている。そこで、化学薬品等の原材料についても、併せて非関連企業から購入したものと仮定して、【化学薬品の種類】の価格割合を用いてコストを試算した。これらの試算を行ったとしても、APP グループの国内販売におけるコスト割れ販売の割合は取引量全体の 20%未満であることを確認した。したがって、APP グループが提出したコストは、その変更を要する程度に妥当性に欠けるものではない。

以上のことから、供給者が原材料の多くを自社製造又は関連企業から購入しているとしても、正常価格の算出におけるコスト割れ販売の有無の検討は適切に行っている。

(123) 輸出価格の算出において、割戻しの実態が解明されていない旨の意見が提出された。

(124) 申請者は、輸出取引に係わる為替変動に伴う実際の価格の変動額については割戻しを通じて調整されていると主張するが、為替変動と割戻しとの関係を示す証拠はない。

(125) 次に、割戻しについては、APRIL グループ及び APP グループのすべての供給者から質問状の回答を受けるとともに、現地調査を行った。その結果、【供給者名】及び【その関連会社名】から【輸入者及び産業上の使用者】に対する割戻しの存在の有無を把握しており、【供給者名】に対する現地調査において、その割戻しの実態を証拠資料により確認している。また、供給者に対する調査により明らかとなった割戻しの規模が、輸入者に対する質問状への回答から把握した輸入者への割戻しの規模よりも大きかったことから、不当廉売関税率の計算においては、供給者の回答を採用している。さらに、【供給者名】への現地調査において、【取引関係のある割戻し支払者名】が【本邦所在の割戻し受領者名】に対して割戻しを支払っている実態も明らかとなった。

なお、当該意見書の添付資料において割戻しの実例が示されているが、例えば、添付資料 3

¹²⁴ AKU、RAK 及び AFPM の 9 月 14 日付回答書 E-2-1-1-7

¹²⁵ IK、TK 及び PD の 9 月 10 日付回答書 E-2-1-1-1、E-2-1-1-5、E-2-1-1-6、E-2-1-1-8

で具体的に示されている、【輸入者名】が【供給者名】から【産業上の使用者名】向け製品について一定の割戻し条件の下で受け取っている割戻しについても、事実関係に一部の相違点があるものの、その存在を確認しているなど、割戻しの実態を把握している。

以上のおおりに、割戻しについては、本件調査の過程において、本邦への輸出貨物についての実態を十分把握し、輸出価格の算出において実際に支払われた割戻額を控除して、適切な価格比較を行っている。

(126) また、供給者（IK、TK 及び PD の連名）から、重要事実の内容を支持する旨及び不当廉売関税率の算出方法について更なる情報の開示を求める旨の意見が提出された。

(127) 上記の情報の公開については、すでに重要事実において、不当廉売関税率の算出にかかる当局の見解及び算出方法を十分示しているものと判断する。

(128) さらに、インドネシア共和国政府からは、重要事実の内容を支持する旨の意見が提出された。

(129) 以上のおおりに、重要事実に対する意見を検討したところ、重要事実の「2 不当廉売された貨物の輸入の事実」に示された調査当局の判断は変更する必要がないものと認められた。

2-7 不当廉売された貨物の輸入の事実に関する結論

(130) 以上により、不当廉売されたインドネシア共和国を原産地とするカットシート紙の輸入の事実は認められなかった。

3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(131) 「2 不当廉売された貨物の輸入の事実」のおおりに、インドネシア共和国を原産地とするカットシート紙について、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められなかったことから、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実は認められない。

4 結論

(132) 以上により、インドネシア共和国産カットシート紙に対して、不当廉売関税を課さないことが適当であるとの結論に至った。

主要証拠等目録

番号	標目
1	インドネシア共和国産のカットシート紙に対する不当廉売関税を課することを求める書面
2	インドネシア共和国産のカットシート紙に対する不当廉売関税を課することを求める書面に係る証拠書類
3	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited (AFPM)、PT Riau Andalan Kertas (RAK)、PT Anugrah Kertas Utama (AKU) 供給者質問状回答書
4	PT. Indah Kiat Pulp and Paper Tbk.(IK) 供給者質問状回答書
5	PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk.(TK) 供給者質問状回答書
6	PT. Pindo Deli Pulp and Paper Mills(PD) 供給者質問状回答書
7	エイピーピー・ジャパン株式会社 輸入者質問状回答書
8	株式会社キョクトウ・アソシエイツ 輸入者質問状回答書
9	コクヨS&T株式会社 輸入者質問状回答書
10	株式会社ダイエイペーパーズインターナショナルコーポレーション 輸入者質問状回答書
11	日本紙通商株式会社 輸入者質問状回答書
12	プラス株式会社 輸入者質問状回答書
13	丸紅紙パルプ販売株式会社 輸入者質問状回答書
14	株式会社ワンステップ 輸入者質問状回答書
15	日本製紙株式会社、日本大昭和板紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
16	北上製紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
17	国永紙業株式会社 本邦生産者質問状回答書
18	日本紙通商株式会社 本邦生産者質問状回答書
19	王子製紙株式会社、王子特殊紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
20	大王製紙株式会社、大日製紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
21	北越紀州製紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
22	三菱製紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
23	丸住製紙株式会社 本邦生産者質問状回答書
24	【A社】※企業名秘密扱い 産業上の使用者質問状回答書
25	株式会社ケースホールディングス 産業上の使用者質問状回答書
26	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 産業上の使用者質問状回答書
27	DCMホールディングス株式会社 産業上の使用者質問状回答書
28	アスクル株式会社 産業上の使用者質問状回答書
29	株式会社ヤマダ電機 産業上の使用者質問状回答書
30	新生紙パルプ商事株式会社 産業上の使用者質問状回答書
31	昭和紙商事株式会社 産業上の使用者質問状回答書
32	株式会社共同紙販ホールディングス 産業上の使用者質問状回答書
33	ビズネット株式会社 産業上の使用者質問状回答書
34	富士ゼロックスインターフィールド株式会社 産業上の使用者質問状回答書
35	ロイヤルホームセンター株式会社 産業上の使用者質問状回答書
36	吉川紙商事株式会社 産業上の使用者質問状回答書
37	株式会社カインズ 産業上の使用者質問状回答書
38	中庄株式会社 産業上の使用者質問状回答書
39	株式会社レイメイ藤井 産業上の使用者質問状回答書
40	リコージャパン株式会社 産業上の使用者質問状回答書
41	株式会社カウネット 産業上の使用者質問状回答書

番号	標 目
42	株式会社ヨドバシカメラ 産業上の使用者質問状回答書
43	中央紙通商株式会社 産業上の使用者質問状回答書
44	永井産業株式会社 産業上の使用者質問状回答書
45	日本紙パルプ商事株式会社 産業上の使用者質問状回答書
46	コクヨS&T株式会社 産業上の使用者質問状回答書
47	国際紙パルプ商事株式会社 産業上の使用者質問状回答書
48	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者団体質問状回答書
49	財団法人 消費科学センター 消費者団体質問状回答書
50	財団法人 日本消費者協会 消費者団体質問状回答書
51	特定非営利法人 日本消費者連盟 消費者団体質問状回答書
52	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk(IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk(TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills(PD) 自発的に提出された証拠
53	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk(IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk(TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills(PD) 意見表明書(平成24年10月1日付)
54	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk(IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk(TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills(PD) 意見表明書(平成24年10月29日付)
55	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk(IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk(TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills(PD) 意見表明書(平成24年11月13日付)
56	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited(AFPM)、PT Riau Andalan Kertas(RAK)、PT Anugrah Kertas Utama(AKU) 意見表明書
57	申請者 意見表明書(平成24年10月29日付)
58	申請者 意見表明書(平成24年11月13日付)
59	インドネシア共和国政府 意見表明書
60	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited(AFPM)、PT Riau Andalan Kertas(RAK)、PT Anugrah Kertas Utama(AKU) 供給者追加質問状回答書
61	PT. Indah Kiat Pulp and Paper Tbk.(IK) 供給者追加質問状回答書
62	PT. Indah Kiat Pulp and Paper Tbk.(IK)(color分) 供給者質問状回答書
63	PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk.(TK) 供給者追加質問状回答書
64	PT. Pindo Deli Pulp and Paper Mills(PD) 供給者追加質問状回答書
65	PT. Pindo Deli Pulp and Paper Mills(PD)(color分) 供給者質問状回答書
66	エイピーピー・ジャパン株式会社 輸入者追加質問状回答書
67	エイピーピー・ジャパン株式会社(color分) 輸入者質問状回答書
68	株式会社キョクトウ・アソシエイツ 輸入者追加質問状回答書
69	株式会社キョクトウ・アソシエイツ(color分) 輸入者質問状回答書
70	株式会社ダイエイペーパーズインターナショナルコーポレーション 輸入者追加質問状回答書
71	日本紙通商株式会社 輸入者追加質問状回答書
72	丸紅紙パルプ販売株式会社 輸入者追加質問状回答書
73	日本製紙株式会社、北上製紙株式会社、国永紙業株式会社、日本紙通商株式会社 本邦生産者追加質問状回答書
74	王子製紙株式会社、王子エフテックス株式会社 本邦生産者追加質問状回答書
75	大王製紙株式会社、大日製紙株式会社 本邦生産者追加質問状回答書
76	北越紀州製紙株式会社 本邦生産者追加質問状回答書
77	三菱製紙株式会社 本邦生産者追加質問状回答書
78	丸住製紙株式会社 本邦生産者追加質問状回答書
79	アスクル株式会社 情報提供
80	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited(AFPM)、PT Riau Andalan Kertas(RAK)、PT Anugrah Kertas Utama(AKU) 現地調査報告書

番号	標目
81	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited (AFPM)、PT Riau Andalan Kertas (RAK)、PT Anugrah Kertas Utama (AKU) 現地調査提出資料
82	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited (AFPM)、PT Riau Andalan Kertas (RAK)、PT Anugrah Kertas Utama (AKU) 現地調査提出資料(現地調査後提出分)
83	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited (AFPM)、PT Riau Andalan Kertas (RAK)、PT Anugrah Kertas Utama (AKU) 現地調査にかかる追加質問回答書(T1～T4)
84	April Fine Paper Macao Commercial Offshore Limited (AFPM)、PT Riau Andalan Kertas (RAK)、PT Anugrah Kertas Utama (AKU) 現地調査にかかる追加質問回答書(T5、T6)
85	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk (IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk (TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills (PD) 現地調査報告書
86	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk (IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk (TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills (PD) 現地調査提出資料
87	日本製紙株式会社(含 日本大昭和板紙株式会社) 現地調査報告書
88	日本製紙株式会社(含 日本大昭和板紙株式会社) 現地調査提出資料
89	王子製紙株式会社、王子エフテックス株式会社(旧 王子特殊紙株式会社) 現地調査報告書
90	王子製紙株式会社、王子エフテックス株式会社(旧 王子特殊紙株式会社) 現地調査提出資料
91	大王製紙株式会社 現地調査報告書
92	大王製紙株式会社 現地調査提出資料
93	丸紅紙パルプ販売株式会社 現地調査報告書
94	丸紅紙パルプ販売株式会社 現地調査提出資料
95	丸紅紙パルプ販売株式会社 現地調査提出資料(現地調査後提出分)
96	最終決定の基礎となる重要事実
97	PT. Indah Kiat Pulp & Paper Tbk (IK)、PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk (TK)、PT. Pindo Deli Pulp & Paper Mills (PD) 重要事実に対する意見表明書
98	申請者 重要事実に対する意見表明書
99	インドネシア共和国政府 重要事実に対する意見表明書